

清掃センター 休日業務のご案内

下記の祝日のごみ収集・持込ごみの受付は、下の表のとおりとします。 問合せ＝清掃センター（☎53-3463）

月 日	可燃ごみの収集	持込ごみの受付	不燃ごみの収集日
8月12日(月・振)	通常どおり収集 (可燃ごみのみ) 月・木コース	10:00～12:00	毎月第2月曜の区域は 8月15日(木)に収集

※可燃ごみの収集は、交通事情により早めに収集する場合があります。ごみは7時30分までに出していただきますよう、お願いします。

※お盆期間中(8月13日～15日)も、ごみの収集および清掃センターへのごみ持込の受付(11時～12時、13時～16時)は平常通り行います。

後期高齢者医療保険 限度額適用認定証の交付について

医療費の限度額は所得区分によって異なります。医療機関の支払いを限度額までにするためには、所得区分により「限度額適用認定証」または、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な場合があります。

認定証が必要な人で、医療費が高額になる場合は、あらかじめ保険年金課(1階24窓口)で交付申請をし、医療機関に提示するようにしてください。

所得区分		医療機関に提示するもの	
現役並み所得者	Ⅲ(住民税課税所得 690万円以上)	保険証	(認定証の申請は不要)
	Ⅱ(住民税課税所得 380万円以上)	保険証 + 限度額適用認定証	申請必要
	Ⅰ(住民税課税所得 145万円以上)		
一般Ⅰ・Ⅱ(住民税課税所得 145万円未満)		保険証	(認定証の申請は不要)
非課税世帯	低所得者Ⅱ(注1)	保険証 + 限度額適用・標準負担額減額認定証	申請必要
	低所得者Ⅰ(注2)		

(注1) 世帯員全員が住民税非課税の人。

(注2) 世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得が0円(年金の所得は控除を80万円として計算)の人。

なお、総所得金額等に給与所得が含まれている場合には、給与所得から10万円を控除します。

※令和5年度に認定証の交付を受けている人で、8月以降も認定できる人には、7月下旬に認定証を送付していますのでご確認ください。

※所得区分が“非課税世帯”から“現役並み所得者”、または“現役並み所得者”から“非課税世帯”へと変更になった場合は、再度所得区分に対応した認定証の申請が必要となります。

※所得区分を判定するためには、世帯全員の所得の確認が必要となります。所得の申告がない場合、認定証の交付ができないことがありますのでご注意ください。

※新たに認定証の交付を受けられる人は申請が必要です。(申請に必要なもの…保険証・代理人が手続きされる場合は代理人の本人確認書類も必要です。)

問合せ＝保険年金課 医療係(内線327・328)